

平成 年 月 日

北海道上川総合振興局長 様

住 所
氏 名

集 積 願

下記の物件を入林集積して買受けしたいので、北海道有林野の産物売払規則及び裏面に記載した条項を遵守することを条件として申請します。

記

- (1) 物件の所在 市町村名：
字地名：
道有林上川北部管理区 林班
- (2) 集積面積 h a
- (3) 物件の種類
- (4) 見込数量 m³
- (5) 用 途 営業用
- (6) 集積期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
- (7) 摘 要 伐採された立木を、林外に搬出し集積する。
集積箇所については既存の空地等を利用し、林地保全につとめる。

条 件

- 1 入林集積は、総合振興局長の承諾を受けた集積区域及び集積期間内に指示された箇所集積する。
- 2 集積期間内に集積できないときは、集積期間の満了前に総合振興局長に届け出て指示に従う。
- 3 入林集積中に出願条件に違反した場合は、総合振興局長に事業の停止命令を受けても異議の申し立てはしない。
この場合、集積を終了した物件について、総合振興局長が売渡先を変更しても異議の申し立てを行わない。また、このために生じた損害賠償の請求は行わない。
- 4 入林中に、道有林野又はその産物に損害を与えたときは、この損害に対し、総合振興局長の査定どおり賠償を行う。
- 5 入林集積の承諾を受けた日から集積した物件の売買契約締結までの期間は集積物件の保管についての責任は一切負担する。
- 6 集積した物件は、売払手続によって引渡を受けるまでは一切搬出ししない。
- 7 集積を完了したときは、速やかに総合振興局長に集積済届を提出する。
- 8 その他細部については、総合振興局長の指示に従う。